

「NPO法人ICCHシニアサロン川越」の解散経過報告

- ① 昨年4月に山家代表が突然の病に倒れる。
- ↓
- ② その後約1年間、全く活動なし
- ③ 今年の2月24日「臨時運営会議」を開催
 新年度を迎えるに当たり、昨年度の「事業報告」の件や「今後の事について」協議
- ↓
- 「山家代表の回復が芳しくない状況下では解散も止む無し」
- ↓
- リハビリ中の山家代表に報告 → 「代わりにやる人がいない場合には仕方がない」
- ④ 4月初めに「ICCH関係者」に5月末を以て「解散」する方向の旨を通達と同時に5月12日に「解散総会」開催の案内を発信
- * 4月中旬に、県へ前年度の事業報告を提出（1年間活動はほぼ休止状態であった事や今後「解散」を含め早急に協議する必要がある事などを記す）
- ⑤ 5月12日、解散総会開催
- * 議題 ・ 1号議案：前年度の事業報告及び決算報告 ⇒ 満場一致、異議なく可決
 ・ 2号議案：監査報告
 ・ 3号議案：当法人解散の件 ⇒ 大館代行経緯を説明し、諮ったところ満場一致
 異議なく可決決定
 ・ 4号議案：清算人の選任 ⇒ 中條・大館選任 ⇒ 就任承諾 ⇒ 決定
- ⑥ 解散の為の法手続き開始
- ・ 6-1：5月22日「NPO法人解散及び清算人就任登記申請書」を、さいたま地方法務局へ申請（解散議事録・定款・清算人就任承諾書・清算人の印鑑届書及び印鑑証明を添付）
- ・ 6-2：同上が5月31日付けで登記が受理された。
- ・ 6-3：6月2日、登記証明書を添付の上、「解散届出書」を県へ提出
- ・ 6-4：官報への掲載手続き開始（6/3～6/10）
- ・ 6-5：6月21日、官報に「解散公告」が掲載された。
- ↓
- * 2か月間、債権者からクレームが付かなければ、次の手続きに行ける。
- ・ 6-6：8月24日に「清算終了登記申請書」を清算事務報告書添付の上法務局へ提出
- ・ 6-7：同上が9月5日付けで登記が受理された。
- ・ 6-8：9月6日、登記証明書を添付して、「清算終了届出書」を県に提出
- * これで全ての法手続きが終了し、「ICCHシニアサロン川越」という法人組織は完全に消滅致しました。